

「航空機製造事業法関係法令集」正誤表(案)

1. 航空機製造事業法及び同法逐条解説

ページ	行数(右から)	条項	「誤」	「正」
21	15行目	第八条	航空機の製造に係る許可事業者は、第六条第一項の許可を受けた……	航空機の製造に係る許可事業者は、第六条第一項の認可を受けた……
27	15行目	第十二条第2項	第八条第二項から……「第六条第一項ただし書」とあるのは……	第八条第二項から……「第六条第一項ただし書」とあるのは……
41	18行目	第十四条	この法律の施行前に……規定により行われたものとみなす	この法律の施行前に……規定により行われたものとみなす。

2. 航空機製造事業法施行令及び同施行令逐条解説

ページ	行数(右から)	条項	「誤」	「正」
55	5行目	附則	[平成一二年六月七日政令第三三一号] 抄	[平成一二年六月七日政令第三一一号] 抄

3. 航空機製造事業法施行規則及び同規則逐条解説

ページ	行数(右から)	条項	「誤」	「正」
73	8行目	第十三条第3項	……又は特定機器以外の航空機機器の製の事業の種類に係る……	……又は特定機器以外の航空機機器の製造の事業の種類に係る……
83	9行目	第二十四条	(生産技術上の基準)	(生産技術上の規準)
87	7行目	第二十九条第2項	前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。	前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。
96	8行目	第三十五条第二号	材料及び部品は、前号の修理計画書に適合し、又ははその強度、……	材料及び部品は、前号の修理計画書に適合し、又ははその強度、……
104	18行目	第四十七条第二号	法第二条の七第二項 ……を含む。)の届出。	法第二条の七第二項 ……を含む。)の届出
112	9行目	附則	(昭和三七年一〇月一日通商産業省令第百一一三号)	附則(昭和三七年一〇月一日通商産業省令第一一三号)
119	1行目 1行目と2行目 2行目	附則 附則と第1項の間 附則第1項	(平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号) (空白) この省令は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成一三年四月一日)から施行する。	(平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号)抄 (施行期日)を追加 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成一三年四月一日)から施行する。
147	12行目	別表第一(第七条関係)	金属製プロペラの製造のうちの検査設備 「動的釣合い試験機」	金属製プロペラの製造のうちの検査設備 「静的釣合い試験機」
150	5行目	別表第一(第七条関係)	飛行指示制御装置の製造のうちの検査設備 「温度高度試験機」	飛行指示制御装置の製造のうちの検査設備 「温度高度試験機」を削除
159	17行目	別表第一(第七条関係)	航法用電子計算機の製造のうちの検査設備 「陰極線オシログラフ」	航法用電子計算機の製造のうちの検査設備 「陰極線オシログラフ」
160	19行目	別表第一(第七条関係)	レーザージャイロ装置の修理のうちの検査設備 「角度削り出し装置」	レーザージャイロ装置の修理のうちの検査設備 「角度割出し装置」
164	1行目	別表第六(第三十六条関係)	04 航空機国家試験	04 回転翼国家試験
165	18行目 19行目 20行目	別表第六(第三十六条関係)	38 飛行指示制御装置の強度、構造及び性能に関する理論 39 飛行指示制御装置の材料に関する事項 40 飛行指示制御装置の製造及び修理の方法に関する事項	38 ガスタービン発動機制御装置の強度、構造及び性能に関する理論 39 ガスタービン発動機制御装置の材料に関する事項 40 ガスタービン発動機制御装置の製造及び修理の方法に関する事項